

## 住宅修理の契約は慎重に！ 不安をあおるトークにご注意を！

豪雨や台風などの自然災害のあと、訪問してきた工事業者から住宅の修理を勧められ、不安をあおられて高額な契約をしてしまったという相談が寄せられます。

慌ててすぐに契約をせず、工事が必要な場合は複数の事業者から見積もりを取り、よく検討してから契約しましょう。

困ったときは、消費生活総合センター  
にご相談ください。

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索